特　記　仕　様　書

委託番号　　令和８年度　第４号

委 託 名　　県営林委託事業（山中県営林）

事業場所　　甲賀市土山町山中地先

第１条 本事業の実施にあたっては、「県営(有)林事業仕様書」によるものとする。

第２条 上記仕様書等に対する特記事項は下記のとおりとする。

第３条 滋賀県の発注する建設工事等における暴力団員等による不当介入の排除について（「不当介入に関する通報制度」の徹底について）

１）受注者は、暴力団員等（暴力団の構成員および暴力団関係者、その他県発注工事等に対して不当介入をしようとするすべての者をいう。）による不当介入（不当な要求または業務の妨害）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うものとする。

２）受注者は、前項により通報を行った場合には、速やかにその内容を記載した通報書(別記様式第１号)により所轄警察署に届け出るとともに、監督職員に報告するものとする。また、受注者は、以上のことについて、下請負人（再委託の協力者を含む）に対して、十分に指導を行うものとする。

３）受注者は、暴力団員等による不当介入を受けたことが明らかになり、工程等に被害が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

第４条 チェーンソーを使用する場合は、労働安全衛生規則等に基づき必要とされる資格等を有している者を配置すること。

保育間伐

１ 県営（有）林事業仕様書に記載の通り、一律の間伐率で行うのではなく、間伐後の成立密度がある程度一定になるよう選木すること。現状の成立本数は区域によって差があるため、間伐率は20～40%の間になると想定している。

２ 間伐率が35%を超える区域は、プロットにより材積率が35%を越えていないことを確認すること。

枯死木整理

１ 立ち枯れている木を対象とする。伐倒後は支障にならない程度に玉切りを行うこと。

施工管理

１ 間伐木の出来形管理は「一般土木工事等施工管理基準」（平成16年12月滋賀県）の本数調整

２ 周囲測量において、測量方法はポケットコンパス等およびＧＮＳＳ測位機器によるものとする。

３ 周囲測量において、県営林境界部分については、必要に応じて既設杭のデータを利用すること。

４ ポケットコンパス等による測量においては、全測点のうち、その一点以上をGPS受信機等により測位し､その結果を用いて全測点について世界測地系第Ⅵ系に基づく座標値を付すこと。ただし、現場条件等により良好な測位条件が得られない場合は､引照点の測位により代えることができる｡なお、測位に使用するGPS受信機は、その公表されているｶﾀﾛｸﾞにおいてｻﾌﾞﾒｰﾀｰ以上の精度を有すること。

５ ＧＮＳＳ測位機器による測量においては、滋賀県造林事業実施要領の運用について（平成14年６月28日伺定）の別表３「GNSS 測位機器による造林補助金交付申請マニュアル（事業主体用）」に準じること。

6 事業の一部を第三者に委任し、または請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承認を受けること。
7 伐採本数の出来型管理については、全数管理とし、切り株にナンバーテープ等をつけ明示すること。

その他

1 林内は火気厳禁とする。また林内で発生したごみは放置しないこと。
2 事故の無いよう充分注意し、安全管理に努めること。
3 当該地は土砂流出防備保安林に指定されているため、施業にあたってはこれらの関係法令を遵守すること。なお、許認可の申請等については発注者が行う。
4 施業上やむを得ず境界杭を移動等させた場合は施業完了後に杭の復元を行うこと。
5 その他、本仕様書に明示されていない事項または記載内容に疑義が生じた場合は、監督職員と協議すること。